第2回妹背牛町議会定例会 第1号

令和3年6月17日(木曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1) 会務報告
 - 2) 例月出納検査報告
 - 3) 有限会社 妹背牛振興公社の経営状況に関する件
 - 4) ふるさと妹背牛応援寄附運用状況について
 - 5) 町長 行政報告
 - 6) 教育長 教育行政報告
- 4 報告第 1号 令和2年度妹背牛町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 5 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度妹背牛町一般 会計補正予算(第16号))
- 6 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度妹背牛町一般 会計補正予算(第4号))
- 7 同意第 1号 妹背牛町農業委員会委員の任命について
- 8 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて
- 9 一般質問
 - 1)鈴木正彦議員
 - 2) 広田 毅議員
 - 3) 小林一晃議員
 - 4)渡辺倫代議員
 - 5)田中春夫議員
 - 6) 佐々木 和 夫 議員
- 10 議案第28号 妹背牛町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第29号 妹背牛町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 12 議案第30号 妹背牛町奨学資金条例の一部を改正する条例について
- 13 議案第31号 妹背牛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 14 議案第32号 妹背牛町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 1 5 議案第33号 妹背牛町老人保健施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例 について

- 16 議案第34号 妹背牛町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 17 議案第35号 令和3年度妹背牛町一般会計補正予算(第5号)
- 18 議案第36号 令和3年度妹背牛町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 19 議案第37号 令和3年度妹背牛町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 20 議案第38号 令和3年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 21 発議第 3号 妹背牛町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 22 発議第 4号 妹背牛町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 23 発議第 5号 米の需給・価格安定対策と米政策の見直しに関する意見書
- 24 閉会中の所管(所掌)事務調査の申し出について

○出席議員(10名)

1番	宮	﨑		博	君	2番	渡	辺	倫	代	君
3番	鈴	木	正	彦	君	4番	石	井	喜り	人男	君
5番	広	田		毅	君	6番	佐々	木	和	夫	君
7番	小	林	_	晃	君	8番	田	中	春	夫	君
9番	赤	藤	敏	仁	君	10番	渡	会	寿	男	君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

		長		田		中		_		典		君
町		長		廣		瀬		長	留	次		君
f	Í	長		石		井		美		雪		君
務	課	長		滝		本		昇		司		君
重振	興課	長		廣		澤				勉		君
民	課	長		清	水	野				勇		君
表福	祉課	長		河		野		和		浩		君
₹福礼	止課参	拿事		廣		田		龍		子		君
設	課	長		西		田		慎		也		君
育	課	長		Щ		下		英		俊		君
政	課	長		廣		田				徹		君
委事	務局	長		篠		原		敬		司		君
表監	查委	員		菅		原		竹		雄		君
委	会	長		瀧		本		賢		毅		君
	務與民種福設育政季監	育 課 展 程 設 育 政 季 医育 課 興 課 祉 課 課 課 課 縣 查	野	町育 務 振 民 福 福 設 育 政 事 医 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長	野育 務 振 民 福 報 設 育 政 季 集 福 祖 課 課 課 課 課 課 票 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長	野育 表	斯 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長	斯	度	度	野 長 長	斯 長 長

○出席事務局職員

 事務局長
 菅
 一
 光
 君

 書記
 山
 下
 仁
 美
 君

◎開会の宣告

○議長(渡会寿男君) ただいま議員全員の出席がありますので、これより令和3年第2 回妹背牛町議会定例会を開会します。

このクールビズの期間でございますので、上着の着用は各自の判断にお任せ願いたいと 思います。

◎町長挨拶

○議長(渡会寿男君) 町長より挨拶の申出がありましたので、ご紹介します。 町長、どうぞ。

○町長(田中一典君) 議員の皆様、おはようございます。全議員ご出席の下、本定例会 を開催できますことに感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が騒がれ出してから既に1年半が過ぎようとしています。北海道では、今月20日までは緊急事態宣言の措置地域として妹背牛町も様々な制約と自粛の中で町民生活上の制限が課されてきました。本日の新聞を見ますと、今後は蔓延防止措置へと移行する方向で7月11日までを視野に入れた対策期間が政府のほうで検討されているようでございます。一方で、感染症対策の切り札とみなされておりますワクチン接種は、担当課を中心に診療所医師、スタッフなどの全面的な協力体制の下、後れを取らず、現在のところは順調に推移していると報告を受けております。新聞報道にございますように、新規陽性者と重症者の数がだんだん減少へと向かい、収束の目安に近づくことを願うばかりでございます。

最後になりますが、基幹産業であります農業が今後とも穏やかな天候で推移し、米価下 落傾向の中でもやはり喜ばしい出来秋を願いながら、また町民の人心が心豊かに安定する ための行政努力を役場職員と力を合わせて日々精進することをお約束しながら、定例会開 催に当たりましてのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長(渡会寿男君) 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(渡会寿男君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、佐々木和夫君、 小林一晃君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長(渡会寿男君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月17日と18日の2日間にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。 したがって、会期は2日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(渡会寿男君) 日程第3、諸般の報告を行います。

1、会務報告、2、例月出納検査報告、3、有限会社妹背牛振興公社の経営状況に関する件、4、ふるさと妹背牛応援寄附運用状況について、以上4件はお手元に配付したとおりでありますので、お目通し願います。

◎町長の行政報告

○議長(渡会寿男君) 5、町長の行政報告を行います。 町長。

○町長(田中一典君) (登壇) それでは、3月の第1回定例会以降の行政報告をさせていただきます。

まず初めに、町民各位におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により現在 も続く緊急事態宣言に伴い、基本的な感染対策をはじめ、多くの制限の中で日々の生活を お送りいただいております。特に飲食業及び関連業種の皆様方には、外出自粛や営業時間 の短縮などにより長期間にわたり多大なご苦労をおかけする中、感染防止対策にご協力を いただいておりますことに衷心よりお礼を申し上げます。また、医療関係者など対策の最 前線でご尽力いただいている皆様方をはじめ、感染拡大により日常生活に影響を受けなが らご苦労されている全ての皆様に心から感謝の気持ちを送らせていただきたいと存じます。

さて、令和3年度の需給調整実施状況についてでございますが、本年産の米の生産目安は2,243~クタールになっておりますが、6月4日現在の状況では主食用米の作付面積が1,971~クタールと国の飼料用米等への転換推進により272~クタールが不足しております。これにより転作率は36.1%となり、作物等の内訳では例年どおり秋まき小麦が一番多く499.51~クタール、次に飼料用米等の新規需要米303.96~クタールとなり、転作全体におきましては1,116.13~クタールとなり、昨年比268.79~クタールの増加となっております。

2番目に、令和3年産計画出荷米の予定数量でありますが、飼料用米等の新規需要米の 増加に伴い前年度から2万2,553俵ほど減少しまして、本年度においては18万5, 567俵となっております。

3番目の水稲の生育状況についてでありますが、6月1日現在における普及センターか

らの情報によりますと、草丈、葉数、茎数とも平年を若干下回っておりますが、遅速日数は3日早いという状況になっております。

4番目に、建設工事の発注状況についてでありますが、お手元に添付してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

5番目の主な政務につきまして、3月から4月の前半におきましては例年並みの活動に 戻りつつありましたが、前段お話をさせていただきましたとおり5月のゴールデンウイー クを境に事態は一変し、感染症予防対策並びに関連施策に終始しておりましたことをご報 告いたします。その他の政務につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

6番目に、今後予定されている主な行事についてでありますが、当町の一大イベントでありますもせうし夏まつりにつきましては非常に残念ながら昨年に引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止対策上やむを得なく中止の判断をさせていただいたところでございます。そのほか大小様々なイベントや行事を中止または延期を余儀なくされている状況でございますが、今後の諸行事につきましては感染の状況など町民の安全を第一に考え、あわせて経済もしっかり支えていく施策と併せて取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、本町におけるワクチン接種につきましては今月中に65歳以上でご希望いただいた方々が2回目の接種を終え、7月よりは基礎疾患のある方から順次接種を始めようとしております。感染症対策の切り札となる集団免疫を獲得し、アフターコロナを実現するため、スムーズな接種体制の構築に努めてまいります。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長(渡会寿男君) 町長の行政報告を終わります。

◎教育長の教育行政報告

- ○議長(渡会寿男君) 6、教育長の教育行政報告を行います。教育長。
- ○教育長(石井美雪君) (登壇) 2月23日から6月1日までの教育行政について報告をいたします。

一般庶務関係では、3月26日、第3回教育委員会を開催し、学校医の委嘱をはじめ、 教職員を含む教育委員会職員の人事異動についての報告を行いました。4月5日、第1回 空知管内市町教育委員会教育長会議では、空知管内教育推進の重点が示されました。

次に、学校教育関係です。小中学校の卒業証書授与式及び入学式は、コロナ禍により縮小して開催されました。3月19日、第3回学校評価委員会では評価書の策定を行い、25日に各学校へ提出しております。5月17日、第1回臨時校長会では、緊急事態宣言の発令により感染防止対策の徹底と今後における教育活動の情報共有を行いました。5月30日、中学校体育大会では、練習の成果を出し合い、けがもなく無事に終了しております。

次に、社会教育関係です。 4月23日、空知管内社会教育委員連絡協議会総会は、本町 主催により町民会館において開催され、事業報告並びに事業計画等の承認をいただいてお ります。

その他の事項につきましては後ほどお目通しをお願いしまして、教育行政の報告といたします。

○議長(渡会寿男君) 教育長の教育行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長(渡会寿男君) 日程第4、報告第1号 令和2年度妹背牛町一般会計繰越明許費 繰越計算書についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

- ○総務課長(滝本昇司君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。何かありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これで報告第1号の報告を終わります。

◎日程第5 承認第6号

○議長(渡会寿男君) 日程第5、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての 件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- ○総務課長(滝本昇司君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

お諮りします。承認第6号は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第7号

○議長(渡会寿男君) 日程第6、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての 件を議題とします。 提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- ○総務課長(滝本昇司君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。 お諮りします。承認第7号は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。 したがって、承認第7号は、承認することに決定しました。

◎日程第7 同意第1号

○議長(渡会寿男君) 日程第7、同意第1号 妹背牛町農業委員会委員の任命について の件を議題とします。

議案を朗読させます。

- ○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) 提案理由の説明を求めます。副町長。
- ○副町長(廣瀬長留次君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。 これより同意第1号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。 したがって、同意第1号は、これに同意することに決定しました。

◎日程第8 諮問第1号

○議長(渡会寿男君) 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める

ことについての件を議題とします。

議案を朗読させます。

- ○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) 提案理由の説明を求めます。副町長。
- ○副町長(廣瀬長留次君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 ここで暫時休憩します。

> 休憩 午前 9時30分 再開 午前 9時31分

○議長(渡会寿男君) それでは、再開します。

お諮りします。諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しま した。

◎日程第9 一般質問

- ○議長(渡会寿男君) 日程第9、一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順番に発言を許します。 3番議員、鈴木正彦君。
- ○3番(鈴木正彦君) (登壇) 通告に従い、一般質問させていただきます。 本町において現在65歳以上にワクチンの接種が行われています。新聞報道によると、 6月末には接種が終了するということです。医療機関の皆様や関係者の皆様の努力に感謝 するところであります。

そこで、現在の接種状況がどのようになっているかをお伺いします。

また、今後64歳以下の接種予定をお伺いいたします。

以上、再質問を留保し、質問終わります。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁願います。健康福祉課参事。
- ○健康福祉課参事(廣田龍子君) 新型コロナワクチンの高齢者集団接種の進捗状況と6

4歳以下の町民への接種スケジュールについてご答弁申し上げます。

高齢者のワクチンについては、5月11日から1回目の接種、6月9日からは2回目の接種を開始しており、6月30日には集団接種を希望された方全員への接種を終える予定となってございます。集団接種の1回目の接種者数は1,103人となっており、接種率は施設入所者等を除いた65歳以上人口の87.3%となってございます。

なお、施設等入所者や64歳以下の医療従事者、介護施設従事者の接種も開始しておりますので、今現在の町民全体の1回目の接種率は42.6%となってございます。

64歳以下の町民への接種スケジュールにつきましては、来週接種券を送付し、予約開始7月12日、接種開始7月28日、接種会場は妹背牛診療所とする予定でございます。当初妹背牛診療所での接種は個別接種とする予定でございましたが、高齢者の集団接種でのノウハウを生かし、よりスピーディーに接種を進めていくために集団接種で実施することといたしました。7月28日から9月16日の間は、毎週水曜日1日と木曜日の午後半日を休診とし、64歳以下の方と、あと65歳以上でまだ接種を受けていない方を対象に接種を行っていく予定でございます。9月16日で64歳以下の8割の方の2回接種を終了できるよう予約枠を設定してございますが、もし接種希望者が多く、この期間での終了が困難な場合は日程の延長も検討していきたいと思います。また、集団接種終了後は個別接種に切り替え、終了時期は未定ですが、診療所での接種を継続していく予定でございます。接種の予約は、保健センターへの来所と電話のほかに、ラインやウェブでも行う予定でございます。

なお、一般予約より1週間早い7月5日より60歳以上の方、基礎疾患をお持ちの方、 高齢者施設の従事者を対象とした先行予約を行う予定となってございますが、基礎疾患の 有無については特に医師の証明等は必要なく、自己申告となってございます。

また、昨今の変異株感染の増加により若年層への感染が拡大しており、各地で学校や保育所でのクラスターが発生しているため、学校、保育所での感染拡大防止策として一般接種に先立ちまして7月上旬から中旬にかけて診療所のほうで教職員や保育士の接種日を設け、希望者に接種していく予定でございます。今のところ土日、夜間の接種計画は立ててございませんが、今後町民の皆様より土日、夜間接種の要望が多く寄せられるようでしたら、検討をさせていただきたいと思っております。なお、町内の事業所には従業員の平日日中の接種にご配慮いただけるようお願いに上がっており、各事業所から了承をいただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再質問ありますか。
 - 3番議員、鈴木正彦君。
- ○3番(鈴木正彦君) 通告書を出したのは6月1日でして、実は回覧板で周知回っていたのですけれども、大方これを読むと中身はオーケーかなと。今集団での接種になるということで、若干そのもうちょっと詳しいところも、予約の方法であるとか、予約数が多く

なり過ぎて混乱を来すようなことがないのかというところをまず質問させていただきたい と思います。

当然接種体制についてはシミュレーションもされていくのかなと思うのですけれども、現在そのシミュレーションの中ではスリッパを履いて移動になっていますけれども、そのスリッパの結局脱いだり履いたりというときには必ず手を使ってという作業も一作業あるかと思うのですけれども、スリッパの消毒等々の方法はどのように考えているのかなと。例えば使い捨ての靴にはめるビニールとかを用意したほうがいいのではないのかなというような気もしております。

先ほど夜間ですとか土日とかという説明もあったのですけれども、当然それは状況に応じてという形になっていくと思うのですけれども、勤務の体制とかもあるので、できるだけ接種を早期に進めていただきたい部分もありますので、早めの状況確認等々をお願いしていっていただけたらなというふうに思っております。

65歳以上の方が87.数%ということで、想像していたよりも多いのかなという部分、努力に本当に感謝するところであります。今後全体で64歳以下においてもかなりの数字になられるということで、町長最初の挨拶の中でも夏まつり残念ながら中止だということがあったのですけれども、今後いろいろなイベント等々町内でいろいろしていって経済の活性化というか、経済を動かしていただく必要もあろうかと思いますが、一応全体で何%ぐらいになったら、例えば町内会活動でも総会が開けないだとか、いろいろなことが想像されておりますが、昨年もできなくてというような状態なのですけれども、今後接種率どれぐらいになったら考えても大丈夫なのかなと、そんな想像があれば、想像というか、その数字があれば聞かせていただきたいと思います。

再々質問を留保し、終了します。

○議長(渡会寿男君) 答弁願います。

健康福祉課参事。

○健康福祉課参事(廣田龍子君) それでは、先に私のほうから予約方法の詳細と、あと スリッパの消毒等についてお答えさせていただきたいと思います。

予約につきましては、先ほど申し上げたとおり7月5日から先行予約を開始する予定なのですが、実はその前に高齢者の65歳以上でまだ受けていない方についてはさらに先行の先行予約ということで7月1日から電話と来所のみで受付をする予定でございまして、その後に60歳以上とか基礎疾患になりますので、分散して予約を行うので、大都会のように予約が殺到してつながらないとか、そういった状況にはならないかなというふうに思っております。

あと、今年から各部署、部署に直接ダイヤルインで電話がつながるようになっておりまして、なるべく話し中にならないように保健センターのほうでも職員総出で電話を取りたいというふうに思っておりますので、その辺についてはご安心いただけるかなというふうに思っております。

あと、ご指摘いただきました診療所のスリッパの件ですが、私どものほうでまだその辺は考えておりませんで、ありがとうございました。あと接種まで1か月以上ありますので、そちらのほうは診療所の職員のほうとやり方について詰めていきたいというふうに考えております。

あと、ちなみに診療所の予約枠ですが、1日で144人、半日のときは78人ということで1時間30人で予約枠を設けております。ラインとか電話でもそうなのですが、その30人の時間にはめていくようにして予約を取っていきますので、当日は密にならないように運営できるかなというふうに考えてございます。

私のほうからは以上でございます。

- ○議長(渡会寿男君) 副町長。
- ○副町長(廣瀬長留次君) それでは、私のほうから鈴木議員の後段のほうの部分、町全体で接種率が何%になればイベント等の開催の目安というか、そのような判断を町のほうは持っているのかというようなところでのご答弁をさせていただきます。

それで、まず接種率によるイベント等の実施ですとか開催、中止、これについては結論から言いまして現況において接種率を開催の判断目安には採用できないといいますか、尚早であるというふうに考えております。その理由の一つとして、まずワクチンでの発症予防効果、これはもういろいろ出ておりますけれども、これは臨床試験が実施されております中で今まさに本町が接種をしているファイザー社製のワクチン、これにつきましては95%という抜群の数字でありますが、100%ではないということを踏まえますと接種後も引き続き感染対策を継続していかなければならないということになります。また、感染予防効果、これはデータの蓄積しかないというところでございまして、感染の発生が少ないという報告はあるそうでありますが、臨床試験では確認されていないということです。さらに、ここが一番大事かなと思うのですけれども、接種効果の持続期間、要は注射打ってからどれぐらいもつのかなと。これ接種が始まってからまだあまり時間が経過していないということありまして、接種での免疫の持続期間によるその次の追加接種といいますか、再接種、これについては半年後なのか1年後なのか、これはまだ不明の点も残っているというようなことでございます。

それと、接種率を目安とできないという理由の2つ目として、この接種はあくまでも任意であります。いろんな理由や考え方により未接種とする方、それとファイザー社製のワクチン、これにつきましてはこれまでの16歳以上が対象だったのを12歳以上というような形で引き下げられたと、6月1日からとなっておりますけれども、本町におきましては12歳未満、生後半年から11歳までは約160人おります。比率でいえば、全人口の5.7%、これらの乳幼児は今のところ対象となっておりません。これらの未接種者への感染リスクを考えますと、イベントの開催判断の目安に接種を終えた方の率のみを採用するのは現況においては難しいものと考えております。

町主催のイベント等の開催判断については、これまでと同様に蔓延防止等重点措置や緊

急事態措置下においては国及び道からの要請、協力依頼に基づきその判断をしなければならないですし、これら宣言等が発令されていない状況下においても今現在の感染状況、とりわけ北海道内の感染状況ですとか、今後の感染の推移、これらについては4波来て波がありますから、これは大体こうなるものですから、それが増加傾向なのか減少傾向にいくのか、また専門家による変異株の感染拡大予想等々、これらを見極めるとともに、感染防止対策の徹底に万全を期すことができるかなど、これらを総合的に判断した中で実施、延期、中止の決定をしていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いますし、これをもって答弁とさせていただきます。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再々質問ありますか。 3番議員、鈴木正彦君。
- ○3番(鈴木正彦君) 100%はないということで慎重になるという基本的な考え方も 分かるのですが、国の方針として緊急事態宣言を解除した後のイベント開催時の収容人数 1万人というのを、正式ではない、今日多分決まるのでしょう。方針は決まっていくと思 うのですが、そんな情報が流れています。例えば1万人のイベントを大都市でできるのな ら、ではうちの町のイベントは何人なのという、本当に可能性はどんどん、どんどん数字 としては確率的には下がってくると思うのです。100を目指すという考えも確かにある かもしれないけれども、かかってしまったらご不幸という言い方は絶対あってはならない けれども、その確率が低いのであれば経済を動かすことも本当に考えていただかないと、 町の中の本当に多くの人が、商店街にしても建設業界の方にしてもいろんな業種の方が本 当に苦しんでいます。ほんの少しでも可能性があるのは心配ではあるけれども、経済も回 してほしい、回さなければならないというのも国の判断だけではなくて、町として本当に ワクチンこれぐらい町民の協力で接種できたよと、集団免疫も確立おおよそできているの ではないかという判断ができるときが来るのであれば積極的に、うんと積極的という表現 は悪いけれども、経済も回してほしい、それが本音です。札幌辺りでも飲み屋さん開いた ほうが開き得だ、お酒提供したらどんどん、どんどん、例えば30人の従業員の命がかか っているという表現で宣言下でもお酒提供されているところも出てきているようです。そ れだけ正直我慢の限界はひょっとしたら超えているのかなと。よくよくここまでみんなで 下げ止まりとは言われますが、少なくできたのではないのかなと。本当にワクチンと闘う のは大変だと思います。アフターコロナに向かっていくのも大変だと思うけれども、町民、 行政みんなで力を合わせてできるだけ早い時期に経済も動かしていけるような対策を考え ていっていただきたいので、町長の腹づもりを聞かせていただきたいなと思います。

○議長(渡会寿男君) 答弁願います。副町長。

以上です。

○副町長(廣瀬長留次君) 鈴木議員の再々質問にご答弁をさせていただきます。 まず、100%という数字が出ましたけれども、その100%というのは接種率、これ は先ほど言ったとおり12歳未満の5.7%人口、今の段階では100%いきません、絶対。ですから、そういう意味での100%というものではないということはご理解いただきたいと思います。

それと、議員ご指摘のとおり去年も夏まつり、今年も町長の冒頭の挨拶の中でも中止ということが決まっております。そんな中で議員ご指摘のとおり、町内の経済は本当に冷え切ってしまっていると。当然行政のほうもそれは実感をしていますし、できれば開きたいという方向の考え方でもございますけれども、例えば今の夏まつりの関係、これは主催が実行委員会ということになっております。町、ご案内のとおり商工会、農協、これら3者が集まって先ほども申し上げたとおりその先の感染状況というのも見越した中でやむなく今年も中止をせざるを得なかったというところはご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、町の判断というか、町が主催するイベント等、それについては数もそんなに多くない、会議や何かというのはしょっちゅうありますけれども、それについては町の対策本部の会議の中で中止、実施、これは決めますけれども、ほかの各団体さんの主催されるイベント等についてはうちのほうから町民の皆さんに情報提供はさせていただいております。そんな中でその情報を得た中で判断をしていってもらいたいというふうに考えております。

もう一つ、先ほどオリンピックの話も出ましたけれども、今回のオリンピック、これを 実施するか実施しないかという、これにとってもその判断の数字というものを示せ、示せ という流れは、これもなかなか数字を示し切れなかったという部分では先ほど言った接種 率をもってそれが70%、80%、90%だから大丈夫だということには現況では今のと ころはならないということだけはご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(渡会寿男君) 町長。

○町長(田中一典君) 今副町長がおっしゃったこと、ベースになるのですけれども、私も鈴木議員がおっしゃるように町内の経済というよりも、まず生活がこれだけずたずたに切り裂かれて本当に疲れ切っていると、これはうちの町だけではありません。全国津々浦々本当に苦しんでいると思います。そこに補正予算を、臨時予算をどれだけつぎ込んでも、やはりそこは生き返ることにはならないと、本当に苦渋の選択の中で今動いているところでございます。

私、振興局長とやり取りした中で道の知事に対して法的に今鈴木議員がおっしゃったような解除に向かっていってほしいということでお話をさせていただきました。その内容は、やはりインフルエンザ等特措法がある中では今この新型コロナウイルス感染症が1類と2類という非常に厳しいところに設定をされておりまして、PCR検査という新しい検査法で陽性が出ますと、すべからくそこに無症状であろうと軽症であろうと全部カウントされるという厳しい法律の中で動いております。ですから、これがワクチンも含め、この波が

実際に収まってくる方向に行ったときにぜひとも季節性インフルエンザのような4類、5類のほうにシフトしていただくタイミングを早く見定めてほしいと、そういう要請は出しておりまして、その中でやはり全国が法の下に動かなければならないという縛りの中では自粛といえども今厳しい状況の中にあることは議員おっしゃるとおりでございます。妹背牛が特段びびって全てを止めているというわけではございません。可能な限り安全な方法で開催していただきたいし、町が主催ではない場合にもその安全対策に協力をしながら、いろんな町のイベント少しでもできるように進めていきたいと思っております。ただ、今日蔓延防止等措置法に移行するという流れの中で大きな推移もやはり見ないといけません。この中で少しでも町民が元気よく活動できるように向かって頑張っていきたいと思いますので、答弁とさせていただきます。

- ○議長(渡会寿男君) 以上で3番議員、鈴木正彦君の一般質問を終わります。 続きまして、5番議員、広田毅君。
- ○5番(広田 毅君) (登壇) 通告に従いまして、一般質問を行います。

本町における空き家対策について質問をいたします。少子高齢化に伴い、空き家の増加が顕著になり、安全で生活しやすい住まいづくり、まちづくりにとって大きな阻害要因となっております。国では、空き家の活用や除却など、まちづくりの柱として実施する市区町村に対して空き家対策総合支援事業を措置しております。本町においても従前から住宅等撤去費助成事業を行ってきたところでありますが、空き家対策総合支援事業により国からの財政支援を受けるために空き家等対策協議会を設置して計画の策定に取り組んでいるところでございます。空き家の増加による町の景観、倒壊などによる保安上の危険などで住生活環境が毀損される可能性があり、適切な対策が求められるところであります。そこで、本町における空き家対策の現状についてお伺いをいたします。

1点目、本町の空き家の状況、特に市街地区、農家地区別の件数、築年数、空き家となっての経過年数、所有者との連絡状況、固定資産税の収納状況などについてお伺いをいたします。なお、大変申し訳ありませんけれども、この軒数答弁いただくときには、特に数字を答弁いただくときに少しゆっくり教えて答弁をいただければ幸いかと思います。

2点目、空き家対策協議会の構成員などその内容、今まで何回開催され、どのような審議が行われたのかをお尋ねいたします。

再質問を留保し、質問を終わります。

○議長(渡会寿男君) 答弁願います。

企画振興課長。

○企画振興課長(廣澤 勉君) 私のほうからは、議員ご質問の本町における空き家対策 についてご答弁申し上げます。

本町の空き家状況に関しましては、令和元年度に妹背牛町空き家等対策協議会を設置して以降毎年町内の空き家の実態調査を実施してございます。令和元年度には、区長、町内会長へ空き家の状況調査を依頼しまして、その結果を踏まえてその当時は住宅以外の建物

も含め82棟の空き家等の実態調査を行っているところでございます。その後につきましても毎年5月もしくは6月頃に追加調査を実施してございまして、本年度も5月26日に実態調査を終えてございます。また、空き家等対策協議会に参画していただいております妹背牛駐在所とも連携を図りながら新たな空き家の調査を行ってございまして、その結果をリストに追加したり、また売買や賃貸、撤去などが行われた物件につきましてもリストから削除しているところでございます。本年の実態調査の結果としましては、全部で117棟、うち住宅が106棟の確認を行ってございます。そのうち、妹背牛町空き家等対策計画において重点対策区域に指定している市街地区におきましては65棟でございました。

次に、所有者との連絡状況につきましては、直近では令和2年の5月から6月にかけて所有者及び管理者が不明なものを除いた98件に対してアンケート調査を行ってございます。このアンケート調査に回答いただいた中で物件の売買及び賃貸を希望する方につきましては、承諾書を提出していただいて、その物件を町のホームページに掲載してございます。また、所有者へは同時に本町が行っている住宅等撤去費助成事業の紹介も行っていることから、令和元年度以降の実績としまして15棟の空き家等の解体へもつながっているところでございます。そのほかにも雪解け後に住宅のフードガラスが割れているですとか、例えば雪の問題など、それらの苦情、連絡があった場合には所有者及び管理者に対してこちらから状況の説明及び現場の写真等を郵送するなどしましてその都度対応いただいているところでございます。

なお、固定資産の納付状況につきましては、企画の所管でございませんので、後ほど総 務課長のほうでお答えいたします。

続きまして、妹背牛町空き家等対策協議会の構成員ということですが、この会議自体は設置後3回行ってございまして、その構成につきましては運営要綱のほうに規定されてございます。協議会組織は、会長及び委員10人以内で組織することとなってございます。会長には町長、委員には住民区代表者として区長会会長と1区連合会会長の2名と町議会議員1名、そして学識経験者として消防支署長、駐在所長、建築士の3名、全体でいいますと会長含め7名で構成してございます。このほか、空知総合振興局建設指導課から1名オブザーバーとしてこの会議にも出席いただいているところでございます。この協議会におきましては、空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項とその他空き家対策の推進に関する事項をご審議いただいているところでございます。

ご質問のあった例えば空き家の建築年につきましては、申し訳ございませんが、詳しい 状況は当然リスト化はしているところなのですが、今すぐ確認してお答えすることはでき ませんが、後ほどお調べして確認してお伝えすることはできます。

以上、企画振興課所管についての答弁とさせていただきます。

- ○議長(渡会寿男君) 総務課長。
- ○総務課長(滝本昇司君) 私のほうからは、空き家に係る固定資産税の収納状況についてご答弁申し上げます。

令和2年度、令和3年5月末現在における固定資産税、土地、家屋、償却資産になりますが、全体で収納率98.27%となっておりまして、このうち先ほど企画振興課長からも答弁がありましたが、企画振興課で把握する空き家が117件、この空き家のうち課税された家屋が95件で約143万円、収入済みが91件で約133万円、収納率にいたしますと92.76%という状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(何事か言う者あり)

○議長(渡会寿男君) 企画振興課長、大まかでも今状況分かりますか。

(何事か言う者あり)

- ○議長(渡会寿男君) 企画振興課長。
- ○企画振興課長(廣澤 勉君) 追加でよろしいですか。築年数というのは、何年から何年までとかという形、個別ではなくて……

(何事か言う者あり)

- ○企画振興課長(廣澤 勉君) 先ほど言いました117件がございまして、古いものですと昭和23年もありますし、結構集計があれなので、申し訳ございません、一覧表見てお答えしているところなのですが、最も古いので大正14年の築年数のものがございます。あと、ほとんどがやはり昭和30年代から40年代に建築された建物が多いというような状況でございます。
- ○議長(渡会寿男君) 広田議員、よろしいですか。 それでは、再質問ありましたら。 5番議員、広田毅君。
- ○5番(広田 毅君) 再質問をさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、空き家の増加については本町だけではなく、全国的な問題になっております。今最後にあまり詳しい資料持ち合わせないということでしたが、課長から答弁いただきましたように空き家となっている大半が築年数がかなり、一番古いもので大正14年というお話でしたけれども、非常に古い建物が多いということで非常に心配をされます。とりわけ本道については、ご案内のとおり冬期間に雪が降ります。皆さんご案内のとおり、昨シーズンは大雪の影響で空知管内、岩見沢、また美唄市等で空き家の倒壊、お隣の深川市でもちょうど一般の方が撮影された、あれは焼き肉屋さんか何かでしたか、倒壊されるところを偶然映されていたのをテレビで放映されておりましたけれども、今私も最初に申し上げたとおり空き家となっている状況が相当築年数が経過しているということで、雪の影響で倒壊のおそれが非常に危険性が高くなっているということを感じております。本町の住生活基本計画というものがございますけれども、基本目標では危険な廃屋の撤去に向けた取組など安全に生活できる住環境づくりを進めると掲げられております。また、高齢者が所有する持家、ここで言う持家ということは現在住まわれていない状

況を指すものと思いますけれども、それらについて子育て世代への賃貸や売却など活用可能な空き家について需給両方のマッチングを推進する仕組み、情報提供について検討するともうたわれております。先ほど課長、ホームページで公開しているよというようなお話で、15件でしたか、ごめんなさい、何件か成約というか、うまくマッチングされたというお話でしたけれども、いずれにしても私有財産のためにこれら空き家の対策の事業推進に当たっては非常に困難を極めることもあろうかと思います。そこで、それらのことも踏まえながら、次のことについてご質問いたしたいと思います。

1点目、活用可能な空き家についてです。需給両方のマッチング推進をするために仕組 みを検討されたということでありましたけれども、再度伺いますけれども、その実績につ いてお伺いをします。

2点目、空き家が倒壊して所有者と連絡が取れなかった、または連絡はついたが、撤去 されず、そのまま放置された場合の対応についてお伺いをいたします。

3点目、空き家等対策の推進に関する特別措置法による特定空家の内容と認定されるまでの流れ、また本町に特定空家に認定された案件があるのかをお伺いします。さらに、その先の行政が強制的に撤去する代執行についての手続についてお伺いをいたします。

4点目、空き家対策総合支援事業による空き家の除却等に要する費用の補助事業は、1 回のみの限定利用と伺っております。間違いがないのか、間違いがないのであれば、特に 農家地区では複数の空き家を所有しているケースもございます。そんなことを考えますと、 空き家対策を推進する上で本町独自の補助事業を考えてはと思いますけれども、その考え があるのかないのかお伺いして、再々質問を留保して質問を終わります。

- ○議長(渡会寿男君) 4点について答弁願います。企画振興課長。
- ○企画振興課長(廣澤 勉君) それでは、再質問に対しましてご答弁申し上げます。

まず、活用可能な空き家の状況についてでございますが、こちらについては実績としては正確な今までの累計としてはちょっと把握、今数字を持ち合わせてはいないのですが、年間数件ずつ移住につながるような住宅とのマッチングというものはありますし、商売やられる方に関しては今まで実績として1件ございます。

その中で2点目の放置された場合の措置なのですが、町としましても先ほど1回目のご答弁のときにも申し上げましたが、そのような状況、こちらとしましても空き家の実態調査を行っている中で特に危険を感じた場合ですとか、住民の方からそういう指摘があった場合には所有者もしくはその管理に携わっている方へ連絡をして対処してもらうということで、あくまでも所有者に管理責任があるということで、その旨をお伝えして、現状もこのような状況になっているというところを詳しくお伝えしてその所有者等の方に対応していただくような流れとなってございます。今のところそれが直接倒壊につながって危険だというような状況にはなっていませんが、未然にそれが防げるような形で先ほども言いましたが、駐在所とも連携しながら常に注視しているところではございます。

それから……

(何事か言う者あり)

- ○企画振興課長(廣澤 勉君) 倒壊したときの……建物が……
- ○議長(渡会寿男君) 質問自体が倒壊したときに……

(何事か言う者あり)

○企画振興課長(廣澤 勉君) 仮に倒壊した場合ですね。

(何事か言う者あり)

○企画振興課長(廣澤 勉君) してしまった後ですか。

(何事か言う者あり)

○企画振興課長(廣澤 勉君) その建物が、繰り返しになりますが、あくまでもその所有者の責任において処理すべきところなのですが、仮に倒壊してしまった後の処理等についてもこちらからその所有者にという形でございます。うちが例えば行政代執行する場合を想定しますと、特定空家という形で認定しなければ執行できませんので、それはあくまでも倒壊のおそれがある場合に対しての措置という形なので、実際に倒壊してしまった後については、それがどのような危険が及んだかというところは想定できませんが、その倒壊した建物等の処分だとか、そういう形については所有者に責任を持ってその処理等を行っていただきたいというような通知をすることになると思います。それに対して一度倒壊してしまったものに対して行政が代わりにという想定はありませんし、もしそういうような状況になればまた先ほど申し上げました対策協議会のほうに諮ってどういうような形がということになろうかと思いますが、あくまでも倒壊する前の未然に防ぐためのいろいろな協議ということになっていますので、倒壊後についてはそのような形になろうかと思います。

それから、認定までの流れということですが、本町におきましては特定空家という形ではなくて、管理不全空き家というような形でその対策協議会の中で決めているところでございます。この認定までという部分なのですが、空き家等の例えば危険度等全て調査結果等を協議会の中でお知らせした中でその空き家の状況についての判定、認定をいただくことになると思います。これは、特定空家への認定ということでよろしかったでしょうか。

(何事か言う者あり)

○企画振興課長(廣澤 勉君) 特定空家の形としては、本町では今のところ認定はございません。認定する場合においては、繰り返しになりますが、協議会にお諮りして認定ということになろうかと思います。

それから、空き家の費用の撤去、これは町の住宅等撤去のことだと思いますが、これに つきましても1回限りというような制度でございます。こちらの確認ということですが、 あくまでも空き家ということは住居を基本としてございますので、もともと住まわれてい た住宅が空いている状態ということなので、例えば農家地区にはそれに付随して納屋だと かもあろうかと思いますが、あくまでも住宅が対象となり、それと同時に納屋等付属屋を

解体する場合はそれも対象となりますが、経費についてはそれを合わせた額に対して助成 という形になります。それで、回数については1回限りということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(渡会寿男君) 代執行の関係については。広田議員から代執行の関係について答 弁願いたいということですが。
- ○企画振興課長(廣澤 勉君) 先ほどもお話ししましたが、代執行に至るまでには特定空家というような形で認定しなければならないということで、本町においては管理不全空き家というような状況で認定してございます。仮に流れを説明いたしますと、妹背牛町の空き家等適正管理に関する条例というのがございまして、その中でまず第一弾としてはその所有者等に必要な措置についての助言、指導を行いまして、その後の段階としましては助言、指導に従わない場合は期限を決めて必要な措置を講ずるように勧告を行う、さらにその次の段階でその勧告にも応じない場合は期限を定めて必要な措置を講ずるように命ずる、最後の段階としましてはその命令に応じない場合は所有者等の住所、氏名、それから空き家の所在地、命令の内容等について公表を行うというような形で、さらにその命令に応じない場合につきましては行政代執行法に基づいてそのような形で執行を行うということですが、仮に執行した場合につきましてもその費用についてはその所有者等が負うというような流れで、大きく言えばその5段階の手順を踏まなければ代執行までには至らないというところでございます。

以上、答弁といたします。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再々質問ありますか。 5番議員、広田毅君。
- ○5番(広田 毅君) 今の再質問でちょっと気になったところがありますので、再々質問の中でそれをお伺いしたいと思います。

2点目にお伺いした空き家が倒壊した、倒壊する前の未然に防ぐというお話も大事なのですけれども、私が聞いたのは倒壊した後のことということで課長後で答弁またいただきましたけれども、あくまでもその管理責任者の責任ということでありましたけれども、当然それはもちろんそうだと思います。しかし、倒壊してしまった後ということになりますと、それこそ台風などが来て倒壊してしまったものが飛んだり、飛散したり、非常に危険な状態になるわけです。そうではないですか。それを管理者の責任だからといってずっと放置しておくのでしょうか。放置するというのは、ちょっと極端な言い方ですけれども、所有者にずっと連絡を取り続けて撤去してくださいという要請先ほどしますという課長の答弁だったですけれども、それは当然だと思いますけれども、それでもなおかつ撤去されないという場合についても粘り強くというのは言葉はちょっとよく聞こえますけれども、ずっとその状態で放置されていきますと危険な状態もそのまんまずっと継続するということになるわけです。この辺どうもちょっと私個人的には納得がいかないなと思うのですけれども、もう一歩踏み込んだ何か対策をきちっと打つ、倒壊した後のことですけれども、

やるべきではないかなと感じております。

それから、4点目の解体費用に係る補助事業の件ですけれども、1回限定ですよという ことでやはり1回限定だったわけなのですけれども、今課長言われたように私農家地区複 数空き家を抱えているところありますよというお話ししましたけれども、課長の答弁の中 で納屋というか、そういうお話出ましたけれども、それもちろんありますけれども、これ 農業委員会の範疇でもありますけれども、農業委員会農地をあっせんするときには宅地と いうのは権限外の話ですから、最近は離農されるときに撤去されていく方も結構多いです けれども、昔でいうとそのまんま引き受けると、住宅を宅地共々引き受けて農地も購入さ れている方が結構多いのです。そういう方が離農されるときは、自分の住宅もあるのです。 納屋はもちろんありますけれども、住宅は2軒になります。それを撤去するのに、だから 単純に住宅1軒と納屋数軒というお話ではないのです。住宅自体が複数抱えるという場面 あるのです。私が知っている人では、住宅3軒も抱えているうちあるのです。昔のあっせ んの仕方というか、農地の権利移動の仕方がそういうことだったのですけれども、それは 今から蒸し返してもどうしようもないことなので、あれなのですけれども、別にここでお 話追及するつもりありませんけれども、そういったことのケースもあるということをやっ ぱり課長頭の中に入れておいてもらわないと困ると思うのです、これから対策を打ってい くのに。これぜひ今後の対策に生かしてほしいなと思っています。

それで、本筋の再質問に移らせていただきますけれども、空き家対策総合支援事業では 国では空き家は除却する場合と一方で利活用もしてくださいというような方針が示されて いるのですけれども、この利活用するということは例えば今回コロナの関係の地方創生臨 時交付金で今まだ名前も何も決まっていませんけれども、子ども・子育て支援事業でそう いった空き家を購入して、用地と購入して今事業を進めている最中ですけれども、こうい ったことだとか、それから移住体験施設だとか、そういったもの、各市区町村でまちづく りにとって大切なことを空き家を使って進めていくに当たっては補助事業として認めます よというのがこの総合支援事業なのです。それで、壊すのもいいのですけれども、逆に町 長いつだか議員のときにも何かおっしゃっていたようなこともあるような気がするので、 移住なんかの体験施設と、私の記憶間違いだったら失礼しますけれども、そういったこと でこれから9次の総振ではないですけれども、まちづくり計画ですけれども、そういった 中で町長として空き家の利活用、もちろん私有財産ですから、相手のあることですけれど も、事業をどのように考えておられるのか、空き家を利活用した事業を考えていく気持ち があるのか、それともう一点は空き家対策に対する現時点での町長の考え方、先ほど言い ましたけれども、雪がこのところ非常に集中的にどこで降るか分かりませんけれども、大 雪が降るわけです。そういったときに空き家になっているところが倒壊しかねないわけで、 先ほど言いましたように所有者がきちっと、管理責任者がきちっと責任を持ってその事後 処理をしてくれればいいわけなのですけれども、まれにそうでないケースも出てくるわけ ですから、想定されるわけです。そういったことも含めてもう一段踏み込んだ対策が必要

とさっき申し上げましたけれども、今町長に妹背牛町の本町の空き家対策についての考え 方をお尋ねしたいのと、もう一点は冒頭申し上げたとおり複数の空き家を所有されている 方もいるわけですから、もう一段踏み込んだ補助事業を創設する考えがあるのかどうか、 これを最後にお聞きして私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長(渡会寿男君) 答弁願います。

企画振興課長。

○企画振興課長(廣澤 勉君) 私のほうから再々質問について先にご答弁のほうさせて いただきます。

議員おっしゃられたとおり、空き家の仮に倒壊してしまった場合の話ですとか、それを含めた形でお答えしたいと思いますが、一応先ほどから申し上げていますうちの空き家等の対策協議会の中では様々なケースについてご審議いただくことになろうかと思います。倒壊してしまう前の段階で例えば空き家になっていて、そこが例えば犯罪を助長するような、犯罪の温床になるような場合ですとか、そこがそういう危険な状況に陥る可能性がある場合も含めて柔軟にそこら辺は、あくまでも先ほど言ったのは原則ということで協議会の中で諮って速やかに対処、対応しなければならないというような判断をいただいた場合には行政としても当然しかるべき対処しなければならないというふうに考えてございます。当然先ほど申し上げたのは、原則論と言ってはちょっと語弊ありますけれども、倒壊したまま放置しておく、時間をかけて責任を取っていただくというようなことを強調しているわけではございません。あくまでもそこら辺は柔軟に、あくまでも町民に危険が及ばないような形での対応をお諮りしながら、それは状況に応じてケース・バイ・ケースで対処していきたいというふうに考えてございます。

それから、解体、住宅撤去の関係なのですが、こちらにつきましてもあくまでもこの制度につきましては移住、定住に基づいた形の制度ではございますが、議員おっしゃられるようにその方によっては住宅を複数お持ちの方もいらっしゃると思います。そこら辺必ず撤去の場合は事前に申請、ご相談をいただいてからというような形になるものですから、そのときにご相談いただいてその状況に応じて判断したいと思います。あくまでも原則としては1回限りということですが、今お伺いしたような状況もあった場合にはその都度検討していきたい、協議してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(渡会寿男君) 町長。
- ○町長(田中一典君) 再々質問にご答弁をさせていただきます。

ただいま担当課長よりありましたように、議員おっしゃられたような例えば大風とか、 それから雪による倒壊、去年多かったです。そういうものがあった場合に、いわゆる代執 行を行わなければならないような緊急的な状況が起きた場合どうするのかというお話でし たが、その場合先ほど来課長がおっしゃっていますように空き家等対策協議会はそのとき のためにございます。そこに緊急的にお諮りをして、これをどうしたら町民の生活上の安 全に持っていけるか、それからそれの保全を責任持っている個人を特定したとしても、そこがその時点で能力がないと、悪質な意味で逃げているという意味ではなくて、能力がない場合もある可能性もあります。そういうところもきちんと精査しながら、その場合には対処したいということでご答弁をさせていただいたとおり私も同じでございます。

ただ、これに関しては、妹背牛町を立ち去った方がおられまして、その場合に自分でお うちを壊していったと、ユンボで。問題は、それをそのまま残してブルーシートをかけて いなくなったということなのです。ただ、法律上はその方の土地、その方の物件というこ とになって残っておるところがございます。そこを近所の人が例えばネズミが出るとか、 蛇が出るとか、そういう意味で害獣がすむとかということで心配なさって町のほうに連絡 来た経緯が1件ございました、私が町長になってからですけれども。その場合に近所の人 が、篤志家が私がお金出すから片づけてよという話もあったのですけれども、その方もご 高齢でその方が出すといっても後からご子息たちとの間で金銭関係の問題になることもあ りましたので、そこは柔らかくお断りしながら、できることとしては見積りを取ってもら って、それを持ち主のほうに連絡をさせていただきました。それは、そんなお金は払えな いということで、そことは連絡を取っているのですけれども、動けなかったと。その中で できることは、中にある金属類、金属類はお金になりますので、例えばそこを持っていく ことによって少し量を減らすという形の対策は1度取らせていただいて、その持っていっ た、量を減らした業者はその上にちょっと厚手のシートをかけてそれが飛散しないように していったという状況でまだ残っているものが1つございます。町の外れではございませ んので、そんなにはっきりは見えませんけれども、そういうところも1つはございます。

ですから、空き家対策協議会というものを実は立ち上げた理由としては、そういう非常に難しい問題、それから代執行を行わなければならないぎりぎりの問題を抱えたときに法的にもそれを弁護士を対応して弁護士費用は出してもらいながら、そこに行政として法的にもきちんと対応できるようにしようということでこの空き家等対策協議会をきっちりと立ち上げたわけでございます。

それから、先ほどの課長答弁ありましたけれども、農地の売買における住居、住んでいたところを壊さずにそのまんま引き受けて農地の売買がされていったということの流れの中で今のところは一応1人1軒につきこの制度が使えるということでしたが、先ほどうちの課長が答弁しましたように売買のときのかつての条件がいろんな緩い意味であったかと思いますけれども、実際にはそれを残すか残さないかということは財産ということも含めまして、本当は除却するかどうかという権限も含めまして移管されていたと思うのですけれども、今後農地の集積が増えていく中でそういう権利関係に関してもどういうふうに移住、定住路線の中で考えていけるかということを中のほうできちんと検討させていただきたいと思っております。今の1人1回という制度が悪いという意味ではなくて、これが現実的にそぐう形で機能するかどうかというのは中でももう一回きちんと検討させていただきたいと思います。

また、空き家を対策総合支援事業ということで国のほうが動き出したということの中に は、確かに人が流入してくる場所であれば、そういう地域であればまだ生き残ってそれを リフォームできる力のある建物なら利活用の方向、ただこれはやはりこれ以上はもう無理 だと、耐震基準も含めて無理だという場合には除却という流れの中にあると思います。う ちの場合は、確かに外からどんどん人口が入ってくるという状況ではございませんけれど も、先ほどお示ししました大正年間に造られた古い建物、それから昭和の初期ということ も、あるいは30年代、40年代、こういう中でそれが実際に本当に住宅としてリフォー ムしていくことができるのかどうかというやっぱり診断もあると思います。ですから、そ れをどんどん使っていくという意味ではなくて、使えるものをどういうふうに抽出して、 それをどういうふうに自分たちの移住、定住の事業につなげていくかということをこれか ら考えていかなければならないと思っております。ですから、空き家の活用につきまして は、今私たちの町では移住、定住促進のためと、それからもう一つは事業を始めるに当た り起業、創業のための2つという流れがございまして、移住促進に関しましては例えば町 が活用可能な空き家を買い取り、移住者とのマッチングを図っていく方法がございます。 契約上や管理上の難しさもあるためなかなか難しいのですけれども、ほかの自治体ではな かなか成功例はあまりなく、実施は結構厳しいと伺っております。例えば今回名前ははっ きりしませんけれども、子育て支援の流れの中で一つの家を買い取って、そこをリフォー ムするということになりましたけれども、これはたまたまそういう流れの中にあった一つ の例だと思います。問題は、この費用に対する助成も含めた空き家バンクへの登録を促し ていくことが例えば所有者にとって家財道具を入れたまんまそれを片づけることができな いような状況になって放置しているという場合には家財道具の撤去の処分の費用、またそ れが空き家バンクへの登録の妨げとなっているとすれば、そこにまた支援をするという考 え方も出てくるかと思います。そういう中では、これからその中身を詰めながら移住、定 住しやすい、そして除却が必要な場合には除却しやすい形の中で展開していくと思ってお ります。ただ、先ほど課長が常々申しておりましたように解体費用、それは最終的に町が 持つのだから、だらしなくしていても構わないのだということを助長しないようにしなが らそれは進めていかなければならないと思いますので、そこはしっかりした検討しながら、 先ほどいただいたご質問を内部でも検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長(渡会寿男君) 以上で5番議員、広田毅君の一般質問を終わります。 ここでしばらく休憩をいたします。なお、再開につきましては11時再開といたします。

> 休憩 午前10時44分 再開 午前11時00分

○議長(渡会寿男君) 再開します。

引き続き一般質問を行います。

次に、7番議員、小林一晃君。

○7番(小林一晃君) (登壇) 通告に従いまして、2点の問題について質問をさせて いただきます。

1点目は、11月に行われる町長の改選期に向けての町長の現段階での心境、考え方についてお伺いをいたします。今年11月には町長の改選期を迎えるところでありますが、田中町長にあっては4年前の町長選挙において接戦を制して選挙戦を勝ち抜かれ、町長に就任以来、本町の発展と町民の幸せな生活を願う中で町職員と共々に一丸となって町行政の執行に取り組んでこられ、特に後半の2年間にあっては世界的なコロナウイルスの感染拡大に伴う町民の日常生活への不安感の解消や町民に対する生活支援、企業支援、子育て支援や本町の基幹産業である農業支援などに国からの緊急対策支援交付金等を活用される中で町民の暮らしと生活を守り、町の発展に向けて田中町政の持ち味、カラーについて町民に対してアピールのできたところであったのではないかと考えるところでありますが、11月の改選に向けては当然ながら2期目に向けて再出馬をされる考えと思いますが、現段階での心境、抱負、考え方についてお伺いをいたします。

2点目は、遊水公園に設置をされようとしている売店についてお伺いをいたします。現在遊水公園内において売店及び更衣室の設置に向けての工事が行われておりますが、特に売店についての管理体制について売店に置く品物によるところとも考えられますが、保健所との関係、店員の確保、あるいは閉店期間中での物品の管理等についてお伺いをいたします。

以上、2点の問題について質問をいたし、再質問を留保し、1回目の質問といたします。 ○議長(渡会寿男君) 答弁願います。 町長。

○町長(田中一典君) 議員の質問にお答えいたします。

振り返りますと、平成29年11月の町長選挙、そして12月3日の町長就任から早いもので3年半の歳月が流れました。元号も途中で平成31年の途中から令和元年へと変わり、今年は令和3年になりました。夏には集中豪雨があり、避難所を開設し、3家族が一時避難をする経験もいたしました。そのときには、大事に至らなくてほっとした記憶がございます。また、平成30年9月には震度6強、7とも言われております胆振東部地震により全道のほとんどが電源を失うブラックアウトという経験もしました。次の日午後2時には妹背牛町はいち早く電源が復旧しましたので、役場からは緊急支援のため被害のあった当該自治体に職員を派遣したり、あるいは商工会青年部などが空知の団体として現地の支援に入ったりと被害のほとんどなかった自治体として妹背牛町は支援する側の経験をすることをさせていただきました。まだ当時の被害の爪痕を乗り越えようとしている地域の皆様におかれましては、心よりエールを送りたいと思っております。

そして、地元では令和2年の春、2年連続の豊作を願う年の初めにまさに寝耳に水のよ

うな出来事が世界中を襲いました。正直本当に悪夢を見ているかのような思いでございま した。令和2年といいますのは、2020年東京オリンピックの年でもあったからです。 この新型コロナウイルス感染症と名づけられた新しい時代の出来事に立ち向かうために、 妹背牛町でも速やかに感染症対策本部を立ち上げることになりました。テレビ、新聞では 当時錯綜する情報が飛び交い、世界中が不安に襲われておりました。あれから約1年半が 過ぎようとしております。感染症対策の基本をある程度身につけながら、私たちも、そし て町民も新しい状態に慣れていこうと努力を続けてまいりました。しかし、新しい時代は、 病院ではなく保健所主導の体制がしかれ、全く新しい検査基準でありますPCR検査とい う名の下に新しい診断基準が導入されました。それまで私たちが知っているものは、症状 が出て病院に行き、お医者さんに診てもらい、そして判定をしてもらうという流れでござ いました。しかし、新たに保健所を中心とした検査で陽性判定を受けた者が症状のあるな しにかかわらず感染者として認定されるという新しい事態に遭遇したわけでございます。 また、昨年は学校までが北海道を皮切りに日本中突然の休校措置を発出され、混乱が日本 中を襲いました。いまだに地域経済は火の消えた状況にあえぎながら、先ほど議員からも ありましたように本当に暗い日常がまだまだ続いておるところでございます。高齢者も自 由に外を歩けず、また福祉の流れの中で自分たちの町を住みよい場所にしようとして努力 されているボランティアの方たちも動きが取れず、非常に低迷した状態でいると思います。 また、この中で私たちの大事なイベント、町民同士の触れ合いが残念なことに本当にむな しく1年半失われてきてしまいました。この間配分されました三次にわたります臨時交付 金を使いながら、それぞれの自治体は同じでありましょうが、私たちの町も町の存亡をか けた悪夢のような時間の中でどうやって地域経済を守り、孤立してしまいがちな町民の気 力を維持できるか対策会議を通じ役場職員と共に真剣に考えながら、でき得る限りの感染 症対策とともに実行してまいりました。

今年に入り、5月11日からは保健センターで集団ワクチン接種をスタートすることができました。関係者の皆さんの奮闘、努力に本当に感謝をしているところでございます。もちろん議員の皆様は御存じであろうと思いますけれども、今回初めて使われることになりましたmRNA遺伝子ワクチンというものは政府も言っておりますように緊急事態という流れの中では時間をかけた正式な手続を完全には踏んでいないということを御存じかと思います。国は、国民が自己責任で受ける任意接種という対応をすることをそういう流れの中で決定されたと伺っております。また、順番が逆になると思われますが、長期的などのような影響がこれから来るのかということも、それらの知見はこれから集められる、後手になりますが、そういうふうに予想されております。現在6月20日まで北海道も緊急事態宣言が出されております。この第4波の後に、恐らく秋口から冬にかけて第5の波が来るのではないかと私も心配をしているところでございます。そういうわけで新型ワクチン接種の効果によります特殊免疫を選んだ町民の方も、また日頃の健康維持を自分の自然免疫で乗り切ろうと頑張っている方も、どちらの方もまずは油断なさらず、この冬もしか

すると流行性インフルエンザがまた活発になるかもしれない、そういういろんなことの中で来年の春を元気に迎えるように頑張っていただきたいと思っております。

また、昨年より始めました学校給食100%の補助も2年目になりますが、これはコロナ支援対策として続けさせていただいております。また、コロナ禍の自粛経済の中、外食産業の低迷を受けた米価の下落傾向に対し、水稲種子補助を北いぶき農協より打診されておりましたが、50%補助をつけさせていただくように今図っております。また、コロナ禍での子育て世帯の支援をはじめ、学業の場であります学校と生徒間の支援をはじめ、懸案であります移住、定住施策によるアパート建設費補助により新しいアパートも完成しております。また、感染症対策や防災支援にも使用可能なものであり、通常は観光施設として稼働するムービングハウス2棟の建設など、コロナ後の町の発展を見据えながら職員と共に現在まで最もダメージを受けています商業部門を筆頭に妹背牛町の各分野に目配せをしてまいりました。町のかじ取り役として、残りの在任期間も地域社会を守るために初心を忘れず取り組んでまいる所存でございます。本来ならば、気持ちよく新型コロナ感染症の終息宣言を迎え、全町民と共にお祝いをしたいところでございますが、まだしばらくその日が来ることはかなわず、今はその日が来ることを祈るばかりでございます。

そんな状況ではございますが、私も後援会の声を聞かせていただく機会を持ち、改選期であります令和3年11月の町長選に2期目に向けて出馬をし、町民の皆様の審判を仰ぐ決意であることをこの場をお借りしましてお伝えしたいと思います。これから続きます人口減少の波の高さ、厳しさ、そしてまた先の見えぬコロナの終息と多難な先行きではありますが、担当課を中心に妹背牛町のほのぼのとした田園風景と町のおいしいお米どころ妹背牛町の名前を全国に放映するチャンスをいただきました。そのときの関係者の皆様、そして協力いただいた町民の皆様に心より感謝をしているところであります。やはり今年も基幹産業であります農業の五穀豊穣を願いながら、私も残りの在任期間議員の皆様のご理解をいただき、町民の負託に応えるために職員と共に誠心誠意働かせていただきたいと思います。

また、春先には妹背牛の商店街の危機がございました。そのときに際し、農協と商工の両青年部より連名での嘆願書を受け、その後議会の承認をいただき、大きな妹背牛町商店街の危機を乗り切った時期もございました。未来を託すべき両青年部の心意気に私も深く心を動かされながら、この若い人たちに向けて次の時代につなげていけるよう頑張りたいと思っております。

また、皆さん御存じのように、町内企業におきましては40名以上の方がベトナムより 技能実習生として訪れており、町民として生活をさせていただいております。役場でも町 民と、そしてベトナムの人たちとが仲よく交流できるようにかけ橋となるために2名の地 域おこし協力隊員をベトナム人を雇っております。こういう流れも含めながら、妹背牛町 が今新しい流れの中で今後も元気に存続していけるように頑張りたいと思いますので、答 弁とさせていただきます。

- ○議長(渡会寿男君) 企画振興課長。
- ○企画振興課長(廣澤 勉君) 私のほうからは、議員2つ目のご質問の遊水公園うららに設置される販売所についてご答弁申し上げます。

ウオータースライダーのある遊水公園うららは、毎年夏場には町内外から多くの親子連れが訪れ、大変なにぎわいを見せているところでございます。以前から要望のありました公園内での食料品などの販売所の設置については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして本年度その販売所を設置することといたしました。なお、この販売所につきましては、電気、水道設備を設置しまして冷蔵庫、冷凍庫を備え付けておりますので、2区画あるのですが、こちらのほうをテナント方式という形で貸出しをすることを考えているところでございます。この設置の工事につきましては、7月中旬までの工期となってございますが、状況によってはもう少し早い時期に設置が完了する可能性もございます。また、この食料品などの販売につきましては、本年度は取りあえず妹背牛振興公社ペペルがその販売を行うような形で現在その商品の選定や販売方法等について検討しているところでございます。

ご質問のあった保健所との関係、また店員の確保につきましては、今ほど申し上げましたとおり町が直接販売するわけではございませんので、テナント方式ということで出店する側である振興公社のほうで保健所の許可を取り、販売に要する人員は公社のほうで確保することとなります。ですが、ペペルにおきましては、御存じのとおり人員不足が続いてございまして、販売員をそちらのほうに派遣することは難しいと思われます。そこで、幸いにも販売のお手伝いをしていただけそうな町内の方が数名いらっしゃいます。その方々との話合いも同時に進めていかなければならないというふうに考えてございます。

以上、公園内の販売所について現段階での状況ということでご報告し、答弁とさせてい ただきます。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再質問ありますか。 7番議員、小林一晃君。
- ○7番(小林一晃君) 第1問目の町長の今後の考え方について、4年間を振り返りながら粛々と町行政の考え方あるいは実行してきたことについて述べられ、そしてまた今後に向けても精力的に取り組みたいと、こういう考え方を披瀝されましたので、今後ともその気持ちを十二分に発揮されるよう頑張っていただきたいと、そんなふうに思っておるところでございますので、この1問についての答弁は要らないので、そういう部分でご理解いただきたいと思います。

2点目の売店の関係ですが、ただいまこの売店については商品だとか、そういう関係については振興公社に委託をしてと、こういう考え方が今報告されたわけですが、そういうことであれば特に在庫が出ただとか、あるいは保健所の関係だとか、そういうものについてはある程度解消もされるだろうし、そういうことの中ではそう心配することはないのでないかなと。ただ、清涼飲料水だとか、あるいはアイスキャンディーだとか、アイスクリ

ームだとか、そういうもの販売するときに子供たちが大きな対象になるわけですが、例えば暑い日中の中で水を浴びるわけですが、そういう中で体力の減退、一時的なそういうものがあるわけでございますので、そういったことの中ではやはり売ればいいというものではないかもしれませんけれども、充分にやっぱり子供たちの健康管理も考えながらの販売というのも考えていっていただきたいと思うし、そしてまた当然ペペルが管理するということであれば弁当等のようなことも一時的には置くようなことにもなるのでないかと思いますが、そういったことについても衛生的なことも十二分に管理されること、いろいろ管理されて行うようよろしくお願いしたいと思います。

以上、再質問といたします。

- ○議長(渡会寿男君) 要望として捉えてよろしいですか。
- ○7番(小林一晃君) はい。
- ○議長(渡会寿男君) そしたら、答弁は要らないということですね。
- ○7番(小林一晃君) はい。
- ○議長(渡会寿男君) それでは、以上で7番議員、小林一晃君の一般質問を終わります。 続きまして、2番議員、渡辺倫代君。
- ○2番(渡辺倫代君) (登壇) 通告書に従い、質問いたします。

災害備蓄庫建設事業についてお伺いいたします。昨年11月、第9次総合振興計画の第2期実施計画(令和3年度から令和5年度)の資料を頂き、当初計画からの8事業の修正点が記載された中に新規で災害時備蓄庫建設事業も令和3年度(建設工事)とありましたが、後日建設は次年度、今年度は設計となり、総務厚生常任委員会にてその事業概要は実施計画が令和3年6月より、建設工期が令和4年度5月契約日からとなっておりました。その概要の説明を受けましたが、地震、集中豪雨等による水害被害、加えて災害時における新型コロナウイルス感染症対策への配慮した設備、備品等の保管など、当町における現在の保管場所は老人福祉センターの旧浴室スペースを利用したものであり、それら備蓄品保管スペースは既に限界の状態であることは確かであります。施設の整備は、急務であることは承知のとおりでありますが、建設場所などはまだ確定ではないと認識しております。この事業計画の現在の状況と建物についてのみならず、事業全体の内容をお伺いいたします。

次に、小中学校整備事業についてお伺いいたします。この第9次総合振興計画においては、令和6年度に基本設計、7年に実施設計となっておりますが、妹背牛の小学校、中学校も児童生徒数が減少した中、教育環境の在り方はどのようにするのが望ましいのか、また令和3年の今、現在までに教育委員会会議等で決まっていることをお伺いいたします。今の時点での小学校、中学校別々に建設なのか、それから統合学校にするのか、義務教育学校とするのかというような学校の形態の議論、協議は今後どのように進めていかれるのかお伺いするとともに、今後の具体的なスケジュールもお願いいたしたいと思います。

再質問を留保し、終わります。

○議長(渡会寿男君) 答弁願います。総務課長。

○総務課長(滝本昇司君) 私のほうからは、1点目の災害時備蓄倉庫の建設事業についてご答弁申し上げます。

最初に、当該施設の建設に係るスケジュールでございますが、第9次総合振興計画にもあるとおり本年度は実施設計業務ということで今月23日にその入札を控えておりまして、この実施設計に基づき来年度建設工事に着工、秋頃には竣工を予定してございます。また、本年4月に開催の総務厚生常任委員会では、建築面積など未確定ながらも施設の建設についてその概要を説明させていただきましたが、委員の皆様からは建設場所をはじめ、空間の有効利用や玄関の位置、あるいはスロープの設置など様々なご意見をいただいたところでございます。その後再度協議を行い、最終的には実施設計の策定業務の中で建設に当たっての基本方針や施設の概要、建設場所の選定などに関する基本計画を策定し、まずは設計業者と町との間で常任委員会でいただいたご意見も踏まえながら具体的な検討を進めることとしてございます。

なお、この基本計画の策定により方向性が確定次第改めて議員の皆様へ説明をさせていただく予定ですので、ご理解いただきますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

- ○議長(渡会寿男君) 教育課長。
- ○教育課長(山下英俊君) それでは、小中学校建て替え事業につきましてご答弁申し上 げます。

小中学校建て替えに向けて現在教育委員会としてどのような動きをしているのかという ことでございますが、昨年の7月に教育委員協議会の中で小中学校の校舎建て替えについ て説明をしてございます。小中学校とも校舎の老朽化により建て替えが必要であり、児童 生徒数が減少傾向で推移していることから、小学校、中学校を一つに統合した校舎の建設 が望ましいという内容でございます。建設予定候補地につきましては、現在の小中学校敷 地及び妹背牛商業高校跡地の3案を示し、それぞれ建設に当たっての問題点や建設費、校 舎の解体費について説明をし、また校舎を統合校舎とすることから、学校の形態について、 1つ目としては小中学校が同じ建物になることから単なる統合校、2つ目としては既にあ る小中学校を組み合わせての一貫教育を行う小中一貫校、3つ目としましては小学校から 中学校までの9年間の義務教育を一貫して行う義務教育学校、この3つについて説明をし てございます。また、義務教育学校の視察も予定しておりましたが、コロナのために見合 わせたというところでございます。今のところ校舎の建て替えにより考えられる学校の形 態と建設予定候補地の説明を終えた段階であり、これから教育委員会としての案を作成し ていくということになります。教育委員会の案を決定した後、令和3年度中に学校運営検 討委員会、仮の名前でございますが、こちらを立ち上げ、その中で教育委員会の案をたた き台として協議し、令和5年度できれば早い時期に最終案を決定したいと考えてございま

す。単なる統合校とするのか、小中一貫校または義務教育学校のいずれとするのか判断が 求められますが、小中一貫教育を導入するとする場合は子供たちにとってどのような意義 を持つのか充分検討し、保護者や地域住民の方との話合いを通して理解を求め、校長、教 職員に対しても取組への充分な説明、協議が必要と言われております。そのためには、学 校運営検討委員会のメンバーに小中学校校長、PTA会長、町内会長、学識経験者の方な どに入っていただき、協議の場としていきたいと考えてございます。また、先進地視察な ども取り入れ、様々な取組事例を検証してまいりたいと考えてございます。保護者や地域 全体の声を丁寧に聞き、共に新しい学校づくりを行うという視点を基に進めてまいりたい と思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再質問ありますか。 2番議員、渡辺倫代君。

○2番(渡辺倫代君) まず、災害時備蓄庫についてですが、総務課長から先ほど説明がありましたように実施設計の中で基本設計も策定して改めてその決まったところを説明していただけるということがございました。当町の今後建設される備蓄庫というのは、おおむね災害が起こった場合は避難直後から生命確保期と言われる数日程度までの備蓄品が入ると認識しております。いわゆる避難後に救援物資が届き始めるまでのこの2つの時期への対応が町でできる対策かと考えるところです。長期化した場合は、国から様々なものを送ってくるシステムになっているらしく、妹背牛町の備蓄状況も国のシステムに入っていると総務厚生での説明でございました。

それで、先ほど課長もお答えいただいたのですが、総務厚生委員会であったり、それか ら予算審査特別委員会でも備蓄庫の建設場所は役場庁舎表側、今の老朽化が進む車庫の場 所がいいのではないかという意見が皆さんの意見でありました。それも充分に考慮してい ただきたいなというのがあります。避難場所の今小学校、それから老人福祉センター、体 育館へ物品を運ぶのも裏側より最適ではないかと考えております。毎年予算を上げている が、通っていないとお聞きしています車庫の建て替えを順次予算がついたものから、今の あずまや、これは撤去されるそうですが、その空き地に移動して自転車小屋は残す形でも その辺りで検討していただきたいと思います。将来的に役場庁舎の前側に防災関係の建物 を集約できたらいいなと考えております。現在備蓄庫ではありませんが、防災用の大型発 電機の機材関係は建設業協会にお願いして保管と点検を併せて行ってもらっていると聞い ております。また、水防倉庫も庁舎から離れた場所にあり、視察に行きましたが、なかな か出し入れがしづらく、狭く、天井も低いということであります。もちろんこれから新築 する備蓄庫も含めて防災対策施設は稼働しないことが、活動の拠点にならないことが本来 であれば平和であって喜ばしいことではあるのですが、もしものためのやはり備えという のは大事であります。町民の方々に隠れた庁舎裏側に建設される備蓄庫よりも、目に触れ て何かあったときにはここには私たちにとって数日間の水や食料があるから安心という意 識は大事なのではないかと思います。よく安心安全とまるで四文字熟語のように国のトッ

プは使っておられますが、安全は根拠に基づくものに対して安心は気分的なものであります。目に触れる場所に防災施設があると安心というのは、自然と付随してくるものだと考えます。ですので、これらのことに関してより町としての希望といいますか、それを基本設計の中の策定の中にも入れていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

次に、名称が仮に学校運営検討委員会とお聞きいたしました。その設立までに何が必要なのか、テーブルに着いていただくためのたたき台、そのようなやはり教育委員会としての指導とリーダーシップが求められる時期となると思います。次の3点ほど、お考えがあるのかどうか、提案も含めてお伺いしたいと思います。

まず、1つ目は、ホームページをつくりましょう。必要になると考えます。本来なら現在も必要なのですが、これは町部局と話し合われてリンクを貼らせてもらうとか、そういう形でもいいと思います。今回コロナでどこへも行けない、先進地の視察もなかなかままならないところがございました。教育委員会のみならず、議会でも視察ができたらいいねと2019年には話ししていましたが、それもかなっておりません。

2つ目に、教育委員会に人員の増員を町部局に要求いたしましょう。単にこれからの事業は建物のみの建設ではありません。 130年続いてきた教育の形態の変革となります。これは、容易なことではないと思います。どのような特徴を持った学校にするのか、やはり今の人員でもなかなか大変だと思います。この事業を遂行するに当たり、町部局にそういうことは要求していってもいいのではないかなと、私の提案でございます。

また、どこへも行けない中、準備の予算要求も非常に大切になってくると思います。石 狩厚田小中学校は、義務教育学校になっておりますが、設立までの石狩教育委員会のホー ムページは見事なものです。ちょうど議会でも7月の研修会の後そこに寄りたいねという ことを経済文教の委員長さんがおっしゃっておられたこともありましたが、どこへも行け ませんので、ホームページを眺めていましてもちょうど2020年の開校までに残り4年 のときに具体的なことを話し合う設立準備委員会の立ち上げがありました。ですから、今 先ほど課長がお答えになられたように準備して、それから令和5年でしたか、令和3年の うちに立ち上げて令和5年度には最終案をしたいと、そのような教育委員会のお話であり ましたけれども、やはりそれまでには保護者、地域説明会を終えて要望とか意見を集約し なければなりません。やはり骨格が決まってからの学校運営検討委員会、それにするため には教育委員会としては大きなリーダーシップが要ると思います。それで、ここの厚田も 14名のメンバーで、例えば小中学校のPTA会長さん5名、保護者代表が5名いらっし やいます。学校関係者、校長先生たちが4名、それから学校支援推進員さんが3名、残り 2人が地域代表と書いてあったのですが、この地域代表のお一人が札幌大学名誉教授で出 身は北海道教育大学で専門が教育経営なのです。もう一人は、現役の北海道教育大学の准 教授で教育方法学という地域代表の方のほぼ専門家で構成されていたという、ですから子 供アンケートとか様々なことを取られても多分教育委員会としての一つのリーダーという か、説得力がある協議会ではなかったのかなと想像するところであります。

それで、先ほどホームページの検討いかがですかというお話ししましたが、平成28年に始まった準備委員会の会議から令和2年まで15回の会議全てPDFでレジュメの資料であるとか、それからどういうことが話し合われたか、もちろん委員長さんたちは委員長さん名なのですが、参加された方が例えばAさん、Bさんであまり誰が何を発言されたかというのは特定されないようになっているのです。それから、会議の後には必ず便りを出しておられました。そういうことも検討していただくためにやはり人員が必要なのと、それからホームページが非常に必要になってくると思います。学校だよりは、広げるとA3、1枚ぐらいなのですが、非常に分かりやすい、住民の人にもすごく伝えやすいものでありました。やはりそういうことも準備の段階でするのが大事なのかなと思います。

それから、先ほど課長が準備をするというときに1つだけ、もう一つお考えがあるかどうかなのですが、普通何か物事が起こったら第三者の方に提言であったり、されると思うのですが、ここは発足の1年前に専門的かつ第三者的な立場で具体的な考察をもらうために外部の有識者3名にお願いしているのです。だから、こういうことは非常に予算も必要になることですが、外部の有識者、北海道大学と北海道教育大学と藤女子大学の教授に意見書の作成を委嘱しているのです。その現地視察実施の後1か月ぐらいで意見書をまとめておられて、三者三様の意見で、それが合体されて教育委員会の意見の後押しになるのではないかというような非常に力強い意見書の提言でしたので、予算をつけてそういう準備もされると非常に後押ししてくれるのではないかと思いましたので、そういうとこら辺もちょっと考えていただきたいなと思います。いかがでしょうか、教育長。

○議長(渡会寿男君) 答弁願います。総務課長。

○総務課長(滝本昇司君) 災害時備蓄倉庫の建設に関しまして再質問にご答弁申し上げます。

建設場所などの関係でございますが、面積について再度確認をしましたところ、役場正面、現在車庫のある部分につきましては約2,400平方メートル、これに対しまして役場裏側、旧ゲートボール場の部分につきましてはその2倍の約5,900平米という面積がございます。このような状況の中、建設場所につきましてはただいまの議員のご意見やさきの常任委員会でもご意見をいただいておりますが、そのご意見とともに除排雪の関係や将来的な車庫の移設なども充分考慮しながら、利便性と効率的な運用ということに視点を置きまして検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

- ○議長(渡会寿男君) 教育長。
- ○教育長(石井美雪君) 大変参考になるご意見をいただきまして、ありがとうございます。まず、私から答弁できることをお話しさせていただきます。

まず、ホームページ、あと地域説明会、それの何があったということの報告書というのですか、そういうのは今の教育委員会の人数の中では大変厳しいです。そして、今後の小

中一貫校を取り入れていく中でどれぐらいの事務量があるのか全く分かりません。それで、 今ある町から資料を送付していただいて、どういう流れになるのかこれから勉強をしてい きたいと考えております。

あと、外部有識者なのですが、これも大学教授になるのか、その辺はまだ確定はしませんけれども、外部の方はこの中に入っていただくようにしていきたいと考えております。

あと、人事の件、人事は私人事権持っておりませんので、町長部局とお話ししながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再々質問ありますか。 2番議員、渡辺倫代君。

○2番(渡辺倫代君) 防災事業と避難所になる学校は、非常に密接な関係がありまして、 あまりかけ離れた問題ではございません。確かに備蓄庫のみ考えると防災のほうになるの ですが、話させていただきますが、学校施設等整備に係る防災対策に関する国庫補助金事 業等一覧表では防災対策に新増築のみに地方債充当90%、交付税措置66.7%という 数字の一覧表がございまして、それは小学校を新しく建てたときの備蓄庫の整備も含まれ ているということなのです。ですから、ある程度の備蓄品を救済物資が届くまでには必要 ということで、学校にもそこに備えるという方法もあるというものであります。それで、 令和2年に整備されたのですが、避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集という 180ページにもなるのが文科省から出ています。それで、例えば文科省から避難所とな る学校施設の防災機能に関する事例集が出されましたけれども、防災機能整備の基本的な 考え方からいえば、地方公共団体の取組などのそういう事例集の活用が求められておりま す。今後町としては、まずは新しい学校建設に当たっても防災対応に必要な機能を備える とともに、検討しながら町として全体として進めることも肝要かと思います。非常に大き な、先ほど申し上げましたけれども、形態としては学校が130年、小学校ができてから 130年続いてきた形態の変革は本当に容易ではないと思います。なので、これは単なる 教育委員会のみが進めていい問題でもありませんし、情報の公開と発信がきちっとできて いない場合は私たち議員が読んでいる本があるのですが、これは皆さん買っている雑誌な のですが、これが2019年に新しい時代の小学校、中学校の在り方について議員の私た ちも、もちろん主になって、リーダーになってくれるのは教育委員会であるけれども、そ れを核としたまちづくりを私たちも考えなければいけないという今時代に来ておりますの で、この辺町長から、検討しながら進めることも大変肝要かと思いますので、ご意見をお 伺いしたいと思います。

○議長(渡会寿男君) 答弁願います。町長。

○町長(田中一典君) 突然の質問ありがとうございました。確かに防災というのは、防 災を担当する部局だけのものという考えは今では通用しないと私も思っております。です から、新しい施設を建てる場合、そのタイミングが来たときにはそこが防災としてどういうふうに機能できるかという考え方もその中に取り入れるのは今では常識となっていると私も思っております。ですから、今回議員ご質問になられた小中学校の建て替えと、それから防災についての考え方というのは多少ともリンクしていくのが当たり前だと思っておりますし、そのためにいろんな準備を早めから進めるということは大切なことと思っております。ただ、今中にありました情報発信していく形を取るにしても、これから何をするかという骨格の部分がありますから、そこを全員でいじってしまうと骨格をつくる人がいなくなってしまうので、そこはやはり教育委員会のほうにまずは骨格を定めるという流れの中でいろんな発信をさせてもらいながら、人事の件に関してもどれぐらいの労働量が必要なのかということで検討させていただきたいと思っております。

以上です。

- ○議長(渡会寿男君) 教育長。
- ○教育長(石井美雪君) 私から今の思いを皆さんに伝えたいと思います。

まず、少子化に伴って学校の小規模化は避けては通れないというふうに考えております。 令和8年度児童生徒数の推移は104名という状況になっております。魅力ある学校づく りを進める上で子供たちにとって何がいいのか、何ができるのか、現状と課題の把握を行 い、検証をしてまいります。また、先進地への視察を含め、教育委員会が核となり、素案 を作成し、教育関係者、そして議員の皆様、そして地域住民のお知恵を拝借しながら進め てまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長(渡会寿男君) 以上で2番議員、渡辺倫代君の一般質問を終わります。 それでは、ここで昼食のためにしばらく休憩をいたしたいと思います。なお、午後につきましては1時30分より再開をいたします。

> 休憩 午前11時49分 再開 午後 1時30分

○議長(渡会寿男君) それでは、再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

8番議員、田中春夫君。

○8番(田中春夫君) (登壇) 発言通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1つ目は、縁石の維持補修についてであります。歩道を歩いていると、縁石が欠けたり割れているものが多く見受けられます。町民からも修繕するか取り替えるなどのことが必要ではないかということでお聞きしております。2点についてお伺いいたします。

現状として取り替えなければならない箇所、縁石が何個あるのかお伺いいたします。 もう一つは、修繕する、交換するといった考えがあるのかどうかお伺いいたします。 2つ目は、町道東1丁目線の歩道の設置についてお伺いいたします。通学路としてしっかりと車道と歩道の段差をつけ、はっきりさせる必要があるのではないかと考えます。歩道を設ける考えがあるかお伺いいたします。

冬場は、柵がないため、どこまでが歩道、車道なのかがはっきりいたしません。生徒の 安全からも検討する必要があると思いますが、どのようにお考えしているかお伺いいたし ます。

再質問を留保して発言といたします。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁願います。建設課長。
- ○建設課長(西田慎也君) 私のほうから初めに道路管理についてご答弁申し上げます。 町道における車道縁石の管理については、主に春先の融雪後にパトロールを行っております。パトロールは、車道縁石のほか、雨水ます、マンホール、標識類や歩車道の舗装状況等道路全般について目視確認を行い、補修が必要と判断した場合に修理を行っております。町道で車道縁石が設置されている道路は、主に市街地部に集中しており、道路延長は約14.9キロあり、車道縁石の延長にすると倍の29.8キロメートルとなります。このうち約8キロは、道路改良工事の実施により経過年数が20年以内であり、健全な状態であると思われます。車道縁石は、コンクリート製品であり、年数の経過とともに風化し、次第に形状を維持できなくなってまいります。質問にあります取替えを行わなければならない箇所や個数については、具体的な数字を示すことはできませんが、設置後20年以上経過している約22キロ分は更新時期ではないかと思われます。しかし、更新を行うには多額の費用を要することから、線的な修繕は道路改良工事等の事業時に行い、当面の間は破損したところの部分修理で対応したいと思います。

次に、住みやすいまちづくりについてご答弁申し上げます。町道東1丁目線は、昭和57年度から昭和59年度の3か年で当時の農林水産省の補助事業であります農村総合整備モデル事業により用地買収を行い、道路改良舗装工事を実施しております。施工区間及び延長は、町道山一線から町道南4条線までの区間820メートルで、道路幅員は車道部が9メートル、歩道部が片側3.55メートル、中央分離帯が1.5メートルで、全幅は17.6メートルであります。当時は、現在の役場庁舎の建設も控えており、東1丁目線は道道深川雨竜線から役場庁舎を結ぶメイン道路であることから、幅の広い道路構造にしたと伺っております。また、冬期間の積雪時を考慮し、車道部と歩道部を常に除雪するため作業効率を考慮し、歩道部と車道部に段差を設けないフラット式歩道を採用したのではないかと思われます。質問にあります段差のある歩道を設ける考えについてですが、段差式歩道を設置した場合、現在の地盤より約20センチ高くなるため、現況家屋とのすりつけが困難ではないかと思われます。また、芽生川に架かる中学校橋は、段差式歩道を前提とした構造計算がなされていないため、段差式歩道を設置するとなると架け替えが必要になることも想定されます。それらの事柄を考慮すると、建設費も含め、段差式歩道を設置すると、

ることは難しいと思われます。また、冬期間における歩車道の視認性についてですが、豪雪地帯である本町では歩道の有無に関係なく難しいのではないかと思われますが、今年度舗装修繕に係る実施設計を行いますので、その中でコンサルの意見も聞き、何かいい方策があるか検討したいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再質問ありますか。 8番議員、田中春夫君。
- ○8番(田中春夫君) 東1丁目線の段差の関係では、縁石を設けるというか、20センチ高くなると、そうではなくてほかのところで見たら縁石だけ並べて、工法は分かりませんけれども、そういう工夫も必要ではないかと考えますけれども、どのように、こういう方法であったらできないのかどうかもちょっと検討して、お伺いしたいと思います。
- ○議長(渡会寿男君) 答弁願います。建設課長。
- ○建設課長(西田慎也君) ただいまの質問であります歩道を段差式歩道ではなく、フラット式歩道のままで縁石を設置しているところがあるという内容かと思うのですけれども、確かにそういった構造の歩道もございます。ですが、もう一つ、フラット式の歩道としては、歩車道の境界に防護柵を設けるタイプと2通りございます。先ほども申し上げましたけれども、本町の場合は当時の補助事業で歩車道のところに防護柵を設けるタイプを選定して施工してございます。それを決めたのは、恐らくなのですけれども、やはり冬期間の除雪の問題がございます。確かに冬期間は除雪効率を上げるために柵を一時外して境界が分からない状態にはなるのですが、やはり歩車道を幅広く常に確保するためにそのような構造にしたのではないかと思います。仮に縁石だけを設けた場合を想定しますと、沿線には家屋、住宅がかなりありますので、そこの出入り間口、家の間口、車庫の間口だとか、そういったところを全部低い縁石にしなければならない、全体に見ますと高い縁石ってほとんど残らないのではないかと想定されます。そうすると、やはりそういった縁石を設けるという方法はちょっとそぐわないのではないかなと、そのように思います。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再々質問ありますか。
- ○8番(田中春夫君) ありません。
- ○議長(渡会寿男君) 以上で8番議員、田中春夫君の一般質問を終わります。 続きまして、6番議員、佐々木和夫君。
- ○6番(佐々木和夫君) (登壇) それでは、通告に従いまして、一般質問をいたした いと思います。

さて、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が午前中の町長のお話、また副町長のお話からもあったとおり10都道府県に発令されている中、政府は大半をこの20日の日に解除する検討がされております。北海道は、5月16日に宣言が発令されて

1か月、新規感染者数の数値はステージ3に下がったばかりで、今朝ほどの新聞では病床使用率や療養者数がこれも同じくステージスリーということでありました。このような状況の中、まだまだ油断ができない状況であります。日本をはじめ、世界各国もこのようなことが言えると思います。しかしながら、コロナウイルス感染を警戒しながら進むことも必要ではないかと思っております。コロナウイルス感染防止対策を講じながら、将来を見据えた町の方向にも目を向けなければならないと思います。

せんだって妹背牛町を各角度から紹介した1時間の特別番組が全国放送され、話題となったところであります。本町の自慢のお米、そして遊水公園うらら、ウオータースライダー、カーリングホール、そしてペペル温泉、コテージ、また町のお食事どころ、お菓子屋さんなどが紹介されたわけでございます。この1時間の放送で北海道に妹背牛町という町があることを全国に紹介され、本町にとって最高のPRでありました。今年に入り、温泉横には新たに宿泊施設ムービングハウス2棟が設置され、4月より利用されております。また、計画では午前中も小林議員の質問にもありましたとおり公園内にウオータースライダー周辺に物販施設、そして更衣室、保健所の許可が必要な水道設備が完備されたテナントの設置など、集客確保の意気込みが感じられるところでございます。そこで、うらら公園の将来的な観光としての展望についてこの機会をチャンスと考えますが、町としてはどのような展望を描いているのかお伺いしたいと思います。

1つに、今全国的にも話題となっておりますグランピングというようなキャンプ場としての開設の考えはないのか、この1点お伺いしたいと思います。

以上、再質問を留保し、終わりたいと思います。

○議長(渡会寿男君) 答弁願います。

企画振興課長。

○企画振興課長(廣澤 勉君) 議員ご質問のうらら公園の将来的な観光としての展望についてご答弁申し上げます。

全国放送のテレビ番組につきましては、大変反響も大きく、妹背牛町にとって貴重なPR発信ができたものと考えてございます。このことが本町への移住や観光、ふるさと納税へとつながってほしいと期待するところでございます。

ご質問の観光としての展望につきましては、本町では今まで遊水公園うらら内のウオータースライダーなどの遊具施設やパークゴルフ場、カーリングホールなどをペペル周辺にまとめ、遊び、癒やし、食事の連携を図れる取組を行ってまいりました。地域間競争に加わることなく、地域資源を生かした観光づくりを行うことが継続的に無理のない観光振興へとつながるものと考えてございます。このことは、第9次総合振興計画並びに第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも観光振興に関しては既存の観光施設、設備の改修、更新を計画的に行い、空知管内及び北空知管内の市町と連携した広域観光を視野に入れた事業を展開するとうたってございますので、今後におきましても既存施設、設備の充実を図り、同時に積極的なPR発信を行いながら観光客や交流人口の増加を目指してまいりた

いと考えてございます。

また、キャンプ場につきましては、過去の一般質問でも答弁させていただいたところではありますが、仮にうらら公園内にキャンプ場を造るとなりますと現在ご利用いただいている利用者との共存は難しくなり、場内への車両の進入の制限等様々な問題も生じてきますし、さらには仮に公園内に造るとなりますと公園の地面が大変起伏が大きいということで、それを平たんにするための工事も必要となってきます。当然24時間利用可能なトイレの設置も必要となってきます。また、近年では森や林、清流など自然を満喫できる広大なフィールドがあるキャンプ場に人気が集中してございまして、残念ながら本町においてはそのような適した場所はないものと考えてございます。したがいまして、キャンプ場利用者のニーズや施設管理体制、そして財政的負担などを勘案しますと新たな施設建設は難しいものと考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再質問ありますか。 6番議員、佐々木和夫君。

○6番(佐々木和夫君) 今課長のおっしゃられたこと、充分分かったつもりでございま すが、グランピングというキャンプ場、本州ではよく高級リゾート地の中のバンガローと いうのですか、妹背牛でいうコテージのようなものに付随させて建てていると、基礎とい いますか、土台をきちんとされたものなのですが、そういうものを建ててきて本州のほう が実質流行といいますか、はやっているという現状でございます。直近では、昨日の新聞 ですか、芦別ですか、星の降る里のスターライトホテルの市の土地を民間業者が借り受け て5,000万でパークゴルフ場でしたか、そこを改良工事されて造られたということで ございます。新篠津村にもありまして、ここもバンガロー形式になって、それの横に付随 して建てたということで、そういうことを勘案しますと妹背牛も今年度からコテージ2棟、 ムービングハウス2棟が設置されたわけですが、あれに付随させて何かできないかなと。 決して収容人数が50人、100人規模でなくてもあのコテージとムービングハウスの横 にそういうものが設置されれば温泉の利用もあるし、もとよりグランピングというのはテ ント、そして食料品などなど自分で持ち込まない、全て体一つで行ってキャンプを楽しめ る、キャンプしたことない人でも体一つで行って利用できると。その代わり通常のキャン プ場の使用料とは異なって金額も2万、3万という高額なものにもなりますが、ただ食材 に関してはその地元の業者さんを使えると。個人で持込みではなくて、あくまでも例えば 妹背牛町でグランピングを建設されたときには、そこの町の例えば委託されるのが誰にな るか分かりませんが、そこの人にバーベキューの用意、その他もろもろを最初の申請時に 申し込むとなって、申し込まれたほうは地元の業者さんに頼んで物をそろえると。商店は、 妹背牛はもう1軒しかないのですが、そういう観点から見ても町の利用が出るのではない かなと思ってこのたびこの質問の中に取り入れたのですが、そんなような考えもまたこの 先は持たれないのか、再度質問したいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁願います。
 - 企画振興課長。
- ○企画振興課長(廣澤 勉君) 再質問に対しましてご答弁いたします。

準備、片づけが不要で手ぶらで行けるキャンプとしてグランピングは近年大変人気があ りまして、道内でいいますとニセコ、十勝、知床といった自然を満喫できるような場所に その人気が集中しているところでございます。ただ、年々ニーズが高まるといいますか、 そのサービスが上質であることを求められたりですとか、より新しい施設へと利用者も流 れていく傾向がございます。当然それに伴いましてはやり廃りといいますか、そういった 部分もございますので、聞くところによりますとグランピング等については通年利用がで きるようなところ以外はなかなか運営が厳しいというようなことも伺ってございます。ま た、新たにグランピングのような施設を建設するためには、当然その設計、工事と多額な 費用がかかってきますし、その後も維持管理費に加えて安定したサービスを提供するため に雇用を含めた管理体制が整わなければ運営することはできないですし、設備として駐車 場のほか、水洗トイレ、シャワー、風呂、ランドリー、ごみステーションなどを完備して スタッフが24時間在中するですとか、場内を常に清潔に保つだとかというような管理上 の問題もございます。先ほど議員おっしゃられたように芦別市ですとか、近隣では滝川市、 あと新篠津村にもグランピングができるキャンプ場がございますが、そのほとんどがリゾ ートですとか観光関連の企業が指定管理者となってございますので、その辺りが運営する ことが可能になっている理由なのかなとも思ってございます。

さらに、今後につきましては、総合振興計画の中でも温泉や公園、カーリングホールの老朽化に伴う施設、設備改修を予定しておりますので、財政的な理由はもとより、いろいろな課題もあるため新たな建設は難しいものと考えてございます。したがいまして、新たに建設するのではなくて、公園の利用者への例えばアンケート調査を実施しまして、そのニーズなどを把握した中で既存の施設、設備の充実をより一層図っていきながら、公園とカーリングホール、ペペルを観光資源の核とした中で本町の魅力を積極的に発信し続けながら、観光客や交流人口の増加につなげていきたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再々質問ありますか。 6番議員、佐々木和夫君。
- ○6番(佐々木和夫君) 課長の説明、充分分かったつもりでございます。先ほどの話なのですが、このたびのテレビ放映に関しましていわゆる今若者がよく言います映えるというのですか、インスタ映え、自分の携帯でソフトクリームでも何でもいろんな角度でよく写して友達に公開するよと、またSNSで発信されるということであります。そしてまた、ユーチューブなんかにも個人的に妹背牛でいったら種まきから稲刈りまでを自分でカメラで撮ったものを放映される、ひょんなことからこういうのを見て話題になり、お菓子でしたらそのお菓子が爆発的に売れる、そしてまた場所的に変わった場所というとそこに爆発

的に人流が流れる、そういうような昨今の状況なのですが、このたびの放映に関してもめったにない、どこの町村もできることではなかったわけで、これに関して町としてこれから先、町のホームページにも紹介ビデオは入っているのですが、そういう面に関してもっと力を入れて、町内にはドローンで空撮もできるような方もおられると聞きます。町職員の方でもされる方もいるのかもしれませんが、ああいうものを多く利用して町のPRに努めていただきたいなと思ってございます。その点に関しまして町の方向性としてそういうメディアを使ってまだ何かをされるか、その1点だけお聞きしたいです。よろしくお願いします。

○議長(渡会寿男君) 答弁願います。

企画振興課長。

○企画振興課長(廣澤 勉君) せんだっての全国放送がございまして、それ以降令和3年度予算のほう措置させていただいておりますが、今後のメディア発信の予定としましては一応7月の24日にHBCテレビで本町の観光についてのPRしていただく番組の放送がございます。具体的には、ウオータースライダーですとか、カーリングホール、ムービングハウスを紹介していただく予定でございます。こちらが7月24日のHBCでの放送、それの後に同じくHBCのテレビの中で11月に予定しているのが今度は移住促進に係るPRということで、子育て交流施設が完成する予定でございますので、そちらの紹介をこの番組の中でしていただく予定でおります。その後12月にも同様の内容でラジオでの放送も予定してございますし、せんだっての全国放送、予定ですが、12月の末に道内だけなのですが、再放送をしていただくというような予定もございます。

それから、議員がおっしゃるように、やはりSNSとかユーチューブを活用した部分の発信も大変重要になってくると思います。例えばドローンによって撮影している画像だとかというのも今後検討していかなければならないですが、空知全域では24の市町に関してのそれぞれ短い時間なのですが、空知全体で1本のDVDとか動画を作成してございまして、その中では空撮、ドローンでの撮影等もございます。そういったものは既にできてございますし、今後も空知全体としての取組として考えているところでございます。

あと、例えば食べ物だとかで先ほど言われた映えるだとかという部分に関しましても公園のほうで販売所等、午前中の答弁にもありましたとおり考えてございますので、そこで何かSNSで発信してPRにつながるような商品だとか、そういう食べ物、飲物を今後検討しなければならないなというふうに考えてございますので、引き続き様々なメディアを通して町の魅力を発信し続けたいなというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(渡会寿男君) 以上で6番議員、佐々木和夫君の一般質問を終わります。 これで一般質問を終了します。

◎日程第10 議案第28号

○議長(渡会寿男君) 日程第10、議案第28号 妹背牛町会計年度任用職員の給与、 旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- ○総務課長(滝本昇司君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。 したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第29号

○議長(渡会寿男君) 日程第11、議案第29号 妹背牛町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

- ○住民課長(清水野 勇君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。 したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。 ◎日程第12 議案第30号

○議長(渡会寿男君) 日程第12、議案第30号 妹背牛町奨学資金条例の一部を改正 する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

- ○教育課長(山下英俊君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第31号

○議長(渡会寿男君) 日程第13、議案第31号 妹背牛町国民健康保険条例の一部を 改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

- ○住民課長(清水野 勇君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第32号

○議長(渡会寿男君) 日程第14、議案第32号 妹背牛町介護保険条例の一部を改正 する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

- ○住民課長(清水野 勇君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第33号

○議長(渡会寿男君) 日程第15、議案第33号 妹背牛町老人保健施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

- ○住民課長(清水野 勇君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第34号

○議長(渡会寿男君) 日程第16、議案第34号 妹背牛町営住宅管理条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- ○建設課長(西田慎也君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。 したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第35号

○議長(渡会寿男君) 日程第17、議案第35号 令和3年度妹背牛町一般会計補正予算(第5号)の件を議題とします。

議案を朗読させます。

- ○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) 提案理由の説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(滝本昇司君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第36号

○議長(渡会寿男君) 日程第18、議案第36号 令和3年度妹背牛町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

議案を朗読させます。

- ○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) 提案理由の説明を求めます。住民課長。
- ○住民課長(清水野 勇君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。 これより議案第36号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。 したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第37号

○議長(渡会寿男君) 日程第19、議案第37号 令和3年度妹背牛町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

議案を朗読させます。

- ○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) 提案理由の説明を求めます。建設課長。
- ○建設課長(西田慎也君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第38号

○議長(渡会寿男君) 日程第20、議案第38号 令和3年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

議案を朗読させます。

- ○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) 提案理由の説明を求めます。建設課長。
- ○建設課長(西田慎也君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 発議第3号

○議長(渡会寿男君) 日程第21、発議第3号 妹背牛町議会委員会条例の一部を改正 する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

1番議員、宮﨑博君。

○1番(宮﨑 博君) (登壇) 発議第3号 妹背牛町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、重大な感染症の蔓延防止措置及び大規模な災害等により委員会の開催場所への参集が困難な場合、オンラインを活用した出席ができるよう妹背牛町議会委員会条例の一部を改正するものであります。

なお、附則でありますが、この条例は、公布の日から施行することにしております。 提案理由の説明といたします。

○議長(渡会寿男君) 質疑は省略いたします。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより発議第3号の件を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議第4号

○議長(渡会寿男君) 日程第22、発議第4号 妹背牛町議会会議規則の一部を改正する規則についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

1番議員、宮﨑博君。

○1番(宮崎 博君) (登壇) 発議第4号 妹背牛町議会会議規則の一部を改正する 規則について提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、全国町村議会議長会が監修する標準町村議会会議規則の一部が改正され、この改正に準じまして妹背牛町議会会議規則を改正するものであります。

その改正内容は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため議会への欠席事由を整備するとともに、出産については女性議員保護の観点から出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について押印の義務づけを 見直し、署名または記名押印に改めるものでございます。

なお、附則でありますが、この規則は、公布の日から施行することとしております。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長(渡会寿男君) 質疑は省略いたします。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより発議第4号の件を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。 したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議第5号

○議長(渡会寿男君) 日程第23、発議第5号 米の需給・価格安定対策と米政策の見直しに関する意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 閉会中の所管(所掌)事務調査の申し出について

○議長(渡会寿男君) 日程第24、閉会中の所管(所掌)事務調査の申し出についての 件を議題とします。

各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申出があります。 お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(渡会寿男君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。 会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長(渡会寿男君) 町長より挨拶の申出がありましたので、ご紹介します。 町長、どうぞ。

○町長(田中一典君) 慎重審議をいただき、全議案可決いただきましてありがとうございました。一般質問でいただきました案件につきましては、今後検討する際の参考にさせていただくことになります。町財政の中で許される限り、町民生活を支える施策の在り方を検討する上での一助とさせていただきたいと思います。

また、去る6月15日は、毎年妹背牛神社をお借りして戦没者慰霊祭が行われてきましたが、昨年に引き続き感染症対策の関係で残念ながら中止とさせていただきました。今年に関しては、天気がよければ遺影を飾り、菊の花を献花できるようにと自由参拝といたしたところでございます。担当課の職員はじめ、遺族会の代表の方が2時間近くその場を守っていただきました。私も公務の合間を縫って参拝をさせていただきましたが、戦後の復興の礎となられた御霊の前で私たち全ての日本人に託されました日本という国の行く末、そして妹背牛町という地域の維持発展を担う覚悟を新たにさせられた思いでございます。

今後コロナがどう動くのか予断は許されませんが、まずは町民の健康意識と、そして地域経済の動きを細やかに目配りしながら少しでも活性化できるように、また穏やかな天候が五穀豊穣を呼び寄せるようにと念じながら、迎える夏がコロナ終息宣言に向かうことを皆様と一緒に願いまして、定例会終了のご挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(渡会寿男君) これで令和3年第2回妹背牛町議会定例会を閉会します。 大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署 名 議 員